

民法（債権法関係）の改正に伴う「いよぎんFAX振込サービス」利用規定改訂のお知らせ

当行は、民法（債権法関係）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、2020年4月1日から、「いよぎんFAX振込サービス」利用規定を改訂いたします。

※改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改訂要旨（具体的な改訂内容は下記3. のとおり。）

- (1) サービス内容および規定の変更を行う場合の手続の明確化
- (2) 暴排条項の追加

2. 改訂実施日

2020年4月1日（水）から

3. 具体的な改訂内容

改訂前	改訂後
<p>1. サービス内容</p> <p>(2)総合振込・給与振込で、契約者が振込指定できる預金口座は、当行の国内本支店を含む<u>内国為替運営機構に加盟している金融機関</u>の国内本支店の預金口座とします。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定める種類とします。</p>	<p>1. サービス内容</p> <p>(2)総合振込・給与振込で、契約者が振込指定できる預金口座は、当行の国内本支店を含む金融機関の国内本支店の預金口座とします。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定める種類とします。</p>
<p>2. 振込依頼の受付等</p> <p>(3)契約者は、受信した「確認書」または「修正連絡所」の内容に誤りがある場合や取消、訂正等を行う場合には、「依頼書」の該当部分を<u>所定の方法</u>により修正して再度センターあて送信してください。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(4)契約者は、「確認書」の内容に誤りがないことを確認した場合には、送信依頼をしてください。なお、<u>所定の日限</u>までに送信依頼がなかった場合は当該振込依頼はなかったものとして振込手続きは行いません。</p>	<p>2. 振込依頼の受付等</p> <p>(3)契約者は、受信した「確認書」または「修正連絡所」の内容に誤りがある場合や取消、訂正等を行う場合には、「依頼書」の該当部分を「<u>手引き</u>」に記載の方法により修正して再度センターあて送信してください。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(4)契約者は、「確認書」の内容に誤りがないことを確認した場合には、送信依頼をしてください。なお、「<u>手引き</u>」に記載の<u>日限</u>までに送信依頼がなかった場合は当該振込依頼はなかったものとして振込手続きは行いません。</p>
<p>3. 振込手続き等</p> <p>(6)前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じても、当行は<u>いっさいその責任を負いません。</u></p>	<p>3. 振込手続き等</p> <p>(6)前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じても、<u>当行の責めに帰すべき事由による場合を除き</u>当行は<u>いっさいその責任を負いません。</u></p>

改訂前	改訂後
<p>4. 手数料等</p> <p>(4) 振込資金、振込手数料および基本手数料は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン規定または当座貸越契約書の各条項にかかわらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出ならびに小切手の提示なしで、その支払いをなすべき日に引落口座から<u>当行所定の方法で引き落とします。</u></p>	<p>4. 手数料等</p> <p>(4) 振込資金、振込手数料および基本手数料は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン規定または当座貸越契約書の各条項にかかわらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出ならびに小切手の提示なしで、その支払いをなすべき日に引落口座から<u>引き落としを行います。</u></p>
<p>7. 解約</p> <p>(新設)</p>	<p>7. 解約</p> <p><u>(5) 契約者に対しつぎの各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも事前に通知することなく本サービス契約を解除することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p><u>①前条 4. に定める基本手数料または振込手数料が未払いの場合</u></p> <p><u>②破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。</u></p> <p><u>③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>④本項 2 号および 3 号のほか、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたときあるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。</u></p> <p><u>⑤相続の開始があったとき。</u></p> <p><u>⑥行方不明となり、当行から契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</u></p> <p><u>⑦契約者が本サービス規定に違反した場合等、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が発生したとき。</u></p> <p><u>⑧契約者またはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団</u></p>

改訂前	改訂後
	<p><u>員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>エ. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>⑨契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各項目の一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p><u>ア. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>オ. その他の前各項目に準ずる行為</u></p>
<p>8. 規定の変更</p> <p><u>この規定を変更する場合には、契約者にあらかじめ変更後の規定を送付します。この場合、契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の規定内容を承認したものとみなします。</u></p>	<p>8. 規定の変更</p> <p><u>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

以 上